

第四十六回 参議院 地方行政委員会 會議録 第十九号

昭和三十九年三月二十七日(金曜日)
午後一時四十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 石谷 憲男君
西郷吉之助君
西田 信一君
松本 賢一君

委員

館 哲二君
占部 秀男君
鈴木 壽君
千葉千代世君
林 虎雄君
市川 房枝君

政府委員

自治政務次官 金子 岩三君
自治大臣官 房 富澤 弘君
自治省事務局長 細郷 道一君
事務局側 常任委員 鈴木 武君
会専門員

参考人

一橋大学教授 木村 元一君
栃木県足利市長 木村 浅七君
山梨県白洲町長 古屋 五郎君

本日の会議に付した案件
○地方税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから
地方行政委員会を開会いたします。

地方税法等の一部を改正する法律
案、市町村民税減税補てん償還費に
係る財政上の特別措置に関する法律
案、両案を一括して議題といたしま
す。

本日は、初めに両法案について参考
人の方々から御意見を伺いたいとし
て存じます。

参考人の方々におかれましては非常
に御多忙中にもかかわらず、御出席い
ただきましてまことにありがとうございます。
これよりさっそく御意見を伺
いたいと思存いたしますが、それぞ
れのお立場から御自由にお話しして
いただきたいと思存します。なお、時間の
関係上お一人二十分程度にお願いいた
したいと存じます。

また、委員の方に申し上げますが、
参考人の方々に對する質疑は、参考人
の方々のお話が全部終わりましたから
お願いいたしますように運びたいと思存
しますので、御了承願いたいと存じます。
それでは初めに、木村元一参考人に
お願いいたしますと思存します。木村元
一参考人は腰痛のため着席のままだう
か御発言願いたいと思存します。

○参考人(木村元一君) 職業柄立つて
しゃべらないと声が……立ってしまえ
ばもういいのですが……。
いま御紹介いただきました木村元一
でございます。地方税法の改正並びに
地方債に関する意見を求められまし
て、これから二十分ほどお話ししてい
たきます。

御案内のとおり、わが国の地方財政
は最近の経済界、社会情勢の変化に
伴って財政需要が非常にふえてきてお
ります。にもかかわらず、歳入構造の面
では必ずしも満足すべき状況ではない
のでございまして、これは国地方を通
じて現下の財政税制の一番大きな、ま
た困難な問題をはらんでいるとかねて
思っておるわけでございまして。つま
り国のほうにおいても相当の財源が必要
であり、地方においてもいま申しまし
たような事情で財政上の需要に押され
ております。ところが、いろいろな沿
革で国税のほうにはどちらかといいま
すと、有力な税源が与えられておる。
地方のほうはどうしても中央に比べ
ると税源の面で弱い状態に置かれてお
る。そこで地方の財政を補強いたしま
すために、何か有力な税源を地方に回
すということが絶えず考えられておる
のであります。けれども、これはもう御
案内のとおり、地方と申しましても、
全国に三千五百程度の非常に多数の地
方団体がございまして、また、段階的
に見ましても、府県と市町村違つた性
格のものが一緒にされて三千数百の中
に混在しておるわけでございまして、
かりに地方に有力な財源を渡すとい
いまして、渡されたほうでこれを十分
活用できるところと活用のできない
ところが出てくるというのでございま
すが、ここに地方財政のむづかしさと
いいますか、解決のめどがなかなかつ
きにくい理由が一つあると思存します。
ここ数年のたいへんな経済成長によ
りまして、全般的に見ればある程度余

裕のできたところもないわけではござ
いませぬけれども、しかし、全般的に
見ますと格差といひますか、富裕な市
町村と、そうでないところ、また、県
にいたしましても大きな府県とそうで
ないところとの格差が大きくなつて
おる。最近ちょっと実地に見てまいり
ましたのでございまして、鹿児島県
のごときは、県の歳入が約三百数十億、
四百億近いのであります。その中で
八割程度しかないのである部分がたつた
府県があるかと思うと、不交付団体の
東京、大阪のように、相当部分を税収
でまかなえるようなところもできてお
るという状態でございます。したがつ
て、税の面で補強をいたしますと、そ
の格差をかねて広げるような傾向が
出てくるのであります。財源保証、
税源の強化という要請と府県間ある
いは市町村間の格差の是正という問題
が絶えず二律背反的な関係でわれわれ
に解決を迫つておる状態でございます。
で、この問題を根本的に解決す
るというところは、経済界が現にこのよ
うな激しい状況で動いている際でもあ
りまして、おそらくどうかにも、こう
すればみんなの満足いくような解決
ができるというふうな、納得のできる
案というものをいふ段階で考えるとい
うことはたいへんむづかしいことだ
と思つておるのであります。しかし、
今回の改正案のもとになりました税制
調査会の答申の趣旨は、格差の解消と
いうこともさることながら、もちろん
それは考へるのであります。何ぶん

にも貧弱な市町村における税負担とい
うものが、極度に大きくなつておる。
これも数字がいろいろございすけれ
ども、まあ、たとえば東京で市町村民
税の本文方式を採用し、準拠税率を
使つておるところで、夫婦、子供三
人、五人世帯で五十万円程度の年収が
ある人が、東京でありますといふと三
千何百円程度しか納めていない。とこ
ろが、ただし書き方式をとりながら
お準拠税率を加えて課税をしておりま
す市町村に参りますといふと、それが
一万七千円も一万八千円も負担をし
ておるという状況、この状況は国民の税
負担の均衡という点から考へて、何と
しても見のがすことができない、こ
ういふようにだんだん考へてまいりま
して、かねてから、そういう意見があつ
たのであります。が、今度、税制調査会
のほうの答申として提出せられ、それ
が政府の原案の中にも取り入れられて
きたのであります。この点はやはり慶
賀すべきことなんでしょうが、この方向
とにかくひとつやってみなければなら
ぬ段階にきているというところがはつき
り認識せられ、また、これに伴ういろ
いろな問題がまたあとからあとから出
てくるわけではあります。一応ただし
書き方式の廃止という方向に踏み切つ
ていたその第一目というものが、昭和
三十九年度に約百七、八十億の減税と
いう形でしたかになつて提案されてい
るのであります。ひるがえつて、所得
課税という観点から考へますと国税の
ほうでは、年々生活費の上昇その他に
応じまして、基礎控除の引き上げも行

われる、あるいは扶養控除の引き上げ、今度のように、いま給与所得の改定ということをかなり大幅に行なうということであり、他方、市町村民税のほうは昭和三十三年の改正でしたかによりまして、中央の租税制度の改正が地方にはね返ることを遮断するという方式がとられまして、地方住民税のほうの基礎控除は、現在でもなお昭和三十三年の基礎控除でありました九万円に引き上げられたまま今日にきています。したがって、所得課税における構成ということをお考へる場合に、ややもすると、国税のほうだけがいきなりなるという、ことばに上げができませんけれども、国税のほうでは最低生活費を考へる。諸般の情勢を考へ、納税人口がふえることを防ぐというような措置がとられるにもかかわらず、それが地方のほうではあまり考慮されない、これはいろいろの事情があつてのことなのであります。租税の公平ということをお考へる場合に、等閑視しないことがひとつ重要なではないかと思つております。以下は税制調査会の考へではございませんで、私の個人的な考へでありますけれども、国税のほうで最低生活費としようものを非常に強く考へまして、こゝしのように標準世帯四十八万円以下のもので税金をかけるのだという、ことを声を大きくして言つておりまして、実は地方のほうでもつと低いほうからかけておるのだ。したがって、考へる基礎として、何も四十八万円にこだわる必要はないのです。なので地方でそれ以下のところから取つておる分についてむしろ考へを払う——かりにこれは当てずっぽうであ

りますが、四十万円以上の人から税金が取られるようになったとしても、これは国税、地方税どちらかでもかまわないのでありますが、それをあまり非難することができないと思つております。つまり繰返して申し上げますが、所得課税として考へたときに四十万円以上、現在地方で三十五万円以上から取つておる場合に、これでも困るという、ことになつてくれば、国税であろうと、地方税であろうと、何もそう区別をして、一方だけが最低生活費免除の金科玉条を守つておるといふような言ひ方をすること、これは少し反省を要することではないかと思つております。それで、そういう意味から申しまして、今度特にひどくなつております。ただし書き方式の廃止に踏み切つたという、これは何といつても、一つの収穫であつた、今後は国税、地方税を通じてさらに現在本文方式をとつておりますところでも、もう一度基礎控除が九万円という昭和三十三年のくぎづけになつておる金額でいいのかどうかというところの反省をし直す第一歩がここに出てきた、このように考へるのでございます。今回の改正の一番大きな眼目は、ただいまお話ししております地方住民税の改正が金額の上からいまして、とても大きいのでございますが、そのほか提案されておりますものとして、不動産取得税の改正、それから電氣ガス税の減税その他がございまして、一々申し上げる時間がございますので、特に問題になつております点について、二、三お話し申し上げます。

まず第一は、固定資産税の問題であります。この固定資産税というものをどのような性格の税金として考へるかということについては、私も理論的に考へようとする人間の間でも、いろいろ意見が分かれておりました。御案内のとおり、戦前におきましては地租と家屋税というのがいわゆる固定資産税の二つの項目であつたのに、シャウプ改革のときに償却用資産というものを含めて固定資産税という一本の税金にいたしました。その結果、従来はそれぞれ家屋税とか地租で別の税率を使つておつたものが一本になつて、最初は一・六でございまして、それがだんだん引き下げられてはおりますが、現在一・四〇という税率で課税をされてゐる。その場合に種類の課税対象の評価という問題があるわけで、いろいろお話を伺つてみますと、戦前の賃賃価格と今の賃賃価格とは、戦前の賃賃価格と今の賃賃価格とは、賃賃価格と賃賃価格とつながりがある。ぼつていいますと、古い話ですが、明治六年の地租改正のときの金額に比べて、賃賃価格と賃賃価格とつながりがあるというところで、必ずしも理論的に納得のいくような形で評価が行なわれてきておつたわけではないのであります。それが最近世の中の事情が変わつてまいりました。特に都市近郊の住宅地における土地の居住用住宅の値上がり非常に著しく、この実情はなかなかつかめませんけれども、所によりましては、固定資産税の台帳に載つております値段の二十倍ぐらひになつておるようなところもたくさん出てきておる。これに対して固定資産税の課税標準、それから相続税の課税標準、あるいは不動産取得税の課税標準、それぞれ標準が違つておつて、同

じ土地にいつも政府のほうで価格をつけて税金をかけるということが非常に困つたことであるというふうな事情。もう一つは、固定資産税の性質をどう考へるかということと関係があるのであります。かりに一・四〇という一本の税金が正しいとした場合に、固定資産税の中の種別ごとに評価が違つてきた場合、たとえば言つたように、居住用の土地が上がつてくれば、農地とか山林の場合はどうか。固定資産税内部の負担の均衡という問題もからんで出てきたのであります。そんなことで、従来うやむやのうちに、何と言ひますか、隠れておりました問題が今度の評価というものを契機として一時にこれがあらわれてきて、われわれに對しまして固定資産税の本質をいかに規定するかという問題を投げかけてくるという状況に現在おるのではありません。これに對してどんな措置を今後とつていくかというところは、先ほど地方税全体について申し上げたと同じように、激動しております。この経済界の動きの中で、理想的な案をつくり上げることは、あるいはたいへんむずかしくて、来年七月の税制調査会の任期までに完全な理想案が組み立てられるかどうか、その点も私自信がなないのでございませうけれども、ただ、一般にこういう議論が非常に強いのでございませう。つまり、自分がだんだん住んでおるだけで、何も利用状況が変わつていないのに固定資産税が上がつてくるような場合には、特殊な措置を講じなければならぬのじゃないか。これ

は考へ方の違いがいろいろあるのであります。が、よく突つた経済的な観点に立ちますという、買ったときに一、二万円程度の土地が現に五、六万円も六、七万円もしているというふうな土地を持つておられる方は、そこにただ住んでおることが経済的資源の配分という点から申しますと、実は大きなむだとしておるのだという考へ方も一つ成り立つておる。ただ、五、六万円になつたという事情が人口の都市集中とか、経済の激動という特殊な、一時的な事情でもつてなつていゝとすれば、それを課税標準にすぐ用ゐることは問題があるかと思ひますけれども、かりにほんとうの意味でそれが五、六万円になつてゐる、そこへ平家を建てて、昔のままで住んでゐるという、ことは、広く社会経済的に見れば資源の浪費をしてゐるのだという観点も一つあるわけでありませう。したがつて、固定資産税の課税のやり方については、一つの方針ですつと割り切つた形で結論が出るかどうかかわらないのでございませう。税制調査会のほうでは、まあまあ二、三年、三年の間の暫定的な措置というものを答申いたしまして、農地については従前どおり、居住地の値上りが相当する分は、個人々々の負担が二割前年度よりもふえた分まではふやすけれども、それ以上はふやさないというところを答申を出してゐる。しかし、これはあくまで暫定的なこととございまして、もし、正確に評価し直していけば、かりに農地のほうの評価が二割や、三割上がりまして、宅地のほうの評価が平均でもつて約七割に上がつてゐるやうでありますから、そのまま同じ金額だけの固定資

産税を徴収するとすれば、配分がえが
行なわれて、宅地のほうで増税、農地
のほうでは減税といったようなことも
起こってくるかと思うのであります。

ただ、これについて、理論的にすすき
りしたものに方法がどういふもので
なければならぬか、私もまだ十分自
信を持ってお話しすることができな
いのであります。まあ暫定的な措置
としては、この程度のことしかできな
かったのではないかと。ただ、個人的な
私の感じから申しますと、市町村
村というものは、シャウブ改革で一番
大きな税源を与えられたのでありま
す。一つは住民税、一つは固定資産
税、地方自治の根底を市町村に置くこ
うというシャウブの改革の端的なあらわ
れが財源配分に出ておったのでありま
すが、その後の経過を見ておきますと
いうと、市町村民税の一部が府県のほ
うへ移ってくる、また、固定資産の評
価というものは、これはどの国でも
むずかしいことになっていっているんであり
ますけれども、自治省でできましてした指
示平均価格というものを基礎にいたし
まして、上げ方を非常に押えに押えて
今日にきておったという事情がありま
す。で、市町村の運営機関が非常に強
力であれば、私は固定資産税というも
のは、もう少し実情に照らしてふや
し、市町村の財源を強化する一番手っ
取り早い、そしてまた合理的な道が
固定資産税の収入の増加という点にあ
るのではないかと、このように感じてお
ります。これはまあ個人の考えで、
反対の意見の方もおることは承知して
おりますが、もつと固定資産税をじょ
うずにたくさん取って、先ほど申しま
した地方財政の欠陥を幾らかでも埋め

る道を考えていく必要がある、このよ
うに思うのであります。

それから電気ガス税につきましても、
これはまあことしの改革は市町村
に關係の多いものが多かったものであ
りますが、いろいろ御意見があることを
承知しております。今回は八割の税率
を七割に下げるといふところの答申が
なされ、原案もそのようになっておる
ようでありまして、これも私の個人的
な考えであります。現在の状況にお
きまして電気ガス税というものがそれ
ほど悪税であるとは私は考えていな
い。ただ、産業用に、コストの中に含
まれてくる電力、ガス、それに対して
課税するということは若干問題があり
ますので、今後電気ガス税というもの
は家庭の直接消費に対する支出税とい
う形でもって編成し直して、現在あり
ますように、いろいろな産業で電気ガ
スをよけい使うところだけを特殊扱い
にするような複雑きわまりのないこの
措置をこしらえて下さりしたものに
して、産業用のものは全部免税する。
そのかわり家庭用の電気ガス税とい
うものは現状あるいは場合によっては増
税しても残しておくとおふうな縁で
ひとつ考え直してみたらどうか、この
ように思っておりますのであります。

なお最後になります。今度の減税
補てんのための地方債の問題でござい
ますけれども、これは事柄としてしまし
ては、私もこれ以上考えてもいい案はど
うもないのじゃないかと。いろいろ公債
発行論との關係で議論があることは承
知してありますけれども、私の腹の底
では、近代的な国家において公債の発
行もできないような国家というものは
実は国家じゃないのだと、つまり公

債発行を何となしにみんなこわがって
おるといふことは政治に対する不信で
ある。現在の政府なり内閣なりに、公
債を自由に発行してもいいということ
を国民が認めた場合には、一体何をさ
れるかわからぬという実は心配が残っ
ておる。それがなければ必要に応じて
公債を発行することは一向差しつかえ
ないのであります。その意味から申し
まして、それが地方で発行されようと
国で発行されようと、まあまあ問題は
さほど重大な差異であるというわけ
ではないように思うのであります。た
だ、まあ今度の減税の補てん公債を認
めた場合に、同じ程度の市町村
で、一方は非常に節約をし苦勞をし
て、ただし書き方式から本文方式に変
わった市町村と、同じような状
態であるけれども、それだけの努力を
私われないで、もとのままただし書き方
式を採用しておったところと二つあり
ました場合に、今度の方式でいきます
というとなまけておったもの、なま
けるという意味はなかなかむずかしい
のであります。かりにそういう表現
が許されるとしますと、なまけ
ておった市町村のほうが、三分の二は
元利償還国債が見てくれる。またあと
の三分の一については交付税の対象と
して十分考慮するということになりま
すので、実際の起債のワク、その他を
現実の御指導なさいますときには従来
の経過などもよくお考えになって、あ
まりへんばな処置にならないように御
注意いただけたらよろしいんではない
か、このように思います。

○委員長(竹中恒夫君) ありがとうございます。
次に、木村浅七参考人をお願いいた
します。
○参考人(木村浅七君) 私、足利の市
長でございます。今回の地方税の改正
案につきましては、私もそのこと
が市町村財政に及ぼす影響が大きいだ
けに重大な関心を寄せてまいりました。
ありますが、このたびの改正案は、税
の減収につきましても原則的に補てん
の措置が講ぜられておるといふことは
まことにしあわせでありまして、この
ことは諸先生の御協力が大きかった
ことだと感謝をいたしております。私
どもは、地方税法の改正が論議せらる
るたびごとに、改正の結果、市町村財
政が税収減となつて、そのためにより
一そう行政水準の低下を来たすべきこ
とを懸念してまいりましたのであります。
そのことは市町村においても、住民生
活の向上をはかったり、福祉の増進を
期したり、また、産業基盤の育成のた
めには各般の施設の整備や建設的事業
の実施が強く要請をせられておりま
す。その上に経常的の経費の増大は市
町村財政をいよいよ貧困におとしい
ておるのであります。このことを是
正するには市町村税源の拡充強化を
はかるというほかには方途がないと思
うのであります。よつて、私も税制
改正にあたりまして、政府に対して税
源の拡充あるいは減収の補てんの方途
を要望しておるのであります。政府
においても市町村財政の現状にかんが
みまして、市町村が収入の欠陥を来た
さないように税制改正にあたつては措
置をせらるることを強く要望をする次
第でございます。

そこで、今日は口述時間の制限もご
ざいますから、改正案につきまして
端的に申し上げてみたいと思ひます。
第一が市町村民税の改正の問題であ
りますが、住民負担の不均衡を是正す
るために二カ年にわたつて課税方式を
本文方式に統一をするということにつ
きましては私も賛成であります。ま
た、その改正による減収補てんの方途
が講ぜられておりますことは適当な
措置をして下さつたと考えておるの
であります。今回の改正が三十九年度
は本文方式による基礎控除のほか、
扶養控除また青色、白色の専従者控除
等、新しい暫定方式として、四十年
度には従来どおりの本文方式に移行す
るという漸進主義で二カ年間の段階を
とつたといふことは、相当に私も市
町村財政の現状を考慮せられたことだ
と考えるのであります。そういう意
味から、この改正案については賛意を
表するのであります。

しかし、ここにひとつ御検討を願わ
なければならぬ問題点があるのであ
ります。それは減収補てん措置の対象
団体として、三十八年度普通交付税の
交付団体に限定してあるということ、
及び三十八年度以前において自主的に
努力して減税を行つた団体が対象か
ら除外されているといふことでありま
す。特に不交付団体の場合は特別の財
政需要のために、やむを得ず超過課税
を行なつていふものがあるのでありま
して、こういう団体が三十九年度以降
において、法の改正によりまして減
税せざるを得ないのであります。こ
れに対しては当然何らかの措置、たと
えば激変緩和の措置として特別の交付
税、あるいは起債等の方途を講ずるこ

とをお願いを申し上げたいと考えるのであります。

次に第二に、固定資産税の問題について申し上げますが、第一に、今回の固定資産の評価の改正によりまして、著しく評価の上がつた土地に對しましては、負担調整の措置をとって税率は据え置きとしたこと、また、住宅の建築の促進や、中小企業経営合理化のための軽減の措置もとられておるのであります。さしあたりこれの改正も妥当な改正だと考えます。今回の評価の改正によりまして、従来の評価に比べて土地等は大きく倍増をしておるのであります。そういうことで、今回の改正による土地等の評価法につきましては、宅地、山林については新評価にて課税標準価格を算定をして、旧評価の二割増しまでとする、こういうことになっておるのでございますが、このことは、今回はともかくも、将来の、次回の改正については相当にお考えを願いたい体であろうと考えるのであります。新評価が適正な基準評価であるとするならば、旧評価の二割増しまでということとは、いまの時期においては公平でないのではないかと。むしろ新評価によつて計算をして激増緩和の措置が必要があるならば、課税の特例の措置を講ずべきである、そのほうが妥当な公平な方法ではないかと考えるのであります。こういう点も次の評価改正の時期までにはお考えを願ひ、新評価制度の適正な実施を希望する次第でございます。

固定資産税の改正について、第二として、三十九年度の第一期の納期が一カ月延期することになったのであります。このことは市町村として三十

九年度の当初の資金繰りが困難となるということが考えられます。これに對しましては特別の財政援助の措置が必要ではないかと考えます。たとえば地方交付税を繰り上げ交付をするとか、また、つなぎ資金についても国が考慮すべきではないかというふうに考えるのであります。

第三の問題といしまして、この問題は常々市長会等からも要望しているものであります。固定資産の大規模資産に對する課税の限度額を引き上げていただくという問題であります。このことは都市については六億五千万円という上限額がございまして、こういう大規模の固定資産のある都市におきましては、いろいろ都市的な施設等のために相当に経費が増大をしているのであります。そういう限度を置かれるということは、市町村の行政水準を引き上げるといふような点からも実態にそぐわないのではないかと申すのであります。そういう撤廃をお願いするか、もしくは大幅な限度の緩和を望ましいと思ふ次第であります。

次に、電気ガス税について申し上げます。電気ガス税につきま

ると考えるのであります。むしろ所得税の補完的な種目であるとも言えると思ひます。すでに低所得者少額の電気及びガスの使用者については月三百円の免税体の制度が設けられております。また、産業の政策的な見地から大口な使用者であつて第一次製品の製造業について原価の中に電気ガスの占める割合が五割を超えるものについては非課税の取り扱いをすべくとられておるのであります。この電気ガス税は課税と考へられない、むしろ市町村税の中では最も適当な税源だとさへ私どもは考へておるのであります。電気ガス税につきましては、そういう基本的な考へを私どもは持つております。そこで、この税につきま

しては、昨年に續いて税率が一分引き下げられて、かわり税源としてたばこの消費税の増税がされて、今回の改正もまたそれと同様な措置がとられておるのであります。ただ、たばこ消費税の伸長性というものは電気ガス税の伸長性と比べまして約二分の一以下だということがいえるのであります。私どもはそういう意味からも電気ガス税の、い

ろんな御意見もあつますが、これが適当な税であり、存続すべき税目である、廃止にも反対である、また軽減にも限度があるのではないかと申す見方をいたしておるのであります。もし将来今後さらにこういう問題が検討をせられる場合につきましては、電気ガス税というものの性格についても十分再検討をお願いを申し上げます。私どもはそういう適当な税だと思ひますが、これをもしも廃止をするというよう

な場合、または大幅な軽減をするという場合には、この

税に見合うような安定性と普遍性と、かつまた伸長性のあるかわり税源というものを要望してやまないものであります。そこで一応今回はかわり財源も御配慮願つておることやむを得ないものといしまして、私どももあえて反対をいたさないものであります。ただそこで電気ガス税についていろいろ免税その他軽減の処置がとられておるのでございしますが、この点についてはさらに御検討を将来お願いを申し上げます。思うのであります。免税等につきま

しては税制調査会の決定された基準等を尊重を願ひたいということを申し上げます。そこで今次の改正にあたりまして、輸出振興のための綿、スフ、人絹の紡績織物に對しましては、暫定的に二割に軽減するという措置がとられておるのであります。この点も私どもは賛成のできない点であるのであります。ことに織物のごときは中小業者が非常に多い。したがつて、小規模な事業の経営であります。しかも全国相

当の市町村に織物に関する事業所が多いということ、今回の軽減措置は輸出の振興用ということがうたわれておるのでございしますが、開きま

ところで、輸出あるいは内需用の区別というものは困難であるというやうなことで、一様に軽減の措置がとられるやうに伺つておるのでございます。で、こういう中小零細事業者の電気の使用量というものは、織物業等は特に事業用と家庭用というものの区別が困難であるといふことは私も想像がつくのであります。しかし、いやくも輸出振興用ということが法文に規定されております以上、どうもこの点につ

ては何となく納得できない点であるのであります。ことに織物を主産物としたしております土地が近畿地方にも東海地方にも北陸地方にも関東地区にも、相当な都市の数がございまして、これらにはかなり多数の事業所があるものであります。これを二割に軽減するといふことは、そういう特殊な産業を主とする都市に、あるいは町村におきましては、電気ガス税というものが軽減するといふ結果を招来すると思ふのであります。こういった国の経済政策の一環として実施をすることであるので、こういう面の減収につきましては、十分に補てんの方策を講じていただきたい、こういうことを強く要望を申し上げます。

次に、電気ガス税と関連をしまして、プロパンガスの課税の問題でござい

思うのでありまして、道路の損壊というものが著しく、道路の改修費に要する市町村の負担というものが非常に多いのであります。しかし、自動車税等は県税以上の段階で、県でも取っておるというようなことであるのでありまして、私もこの自動車税の小型自動車等については、一部は市町村に移譲すべきものだとは考えます。するとともに、軽油引取税あるいは地方道路税というようなものの一部を市町村にも配付を願うような御考慮を願いたい。ことに今回は軽油の引取税の二〇%引き上げというようにもなつてまいつておるのであり、こういうこととあわせて私どもは市町村道路につきましても税源を与えていただきたいということをお願い申し上げる次第であります。

なお、地方税の改正につきまして、従来各種の地方税について国の政策によりまして、各種の非課税また軽減の規定あるいは課税標準の特例というようなものがございしますのみならず、これが年々増加をしておるということは、地方税の歳入の上に大きな影響を来たす問題であるのであります。こういう問題も必ずしもそういう特別な措置を講ずるのに必要のない対象もあるように私どもは見えておるのであります。今日は時間がありませんから一々申し上げませんが、こういう問題につきましても、あわせて御検討を賜わりたいと考えております。

以上で終わります。

○委員長(竹中恒夫君) ありがとうございます。次に、古屋参考人をお願いいたします。

○参考人(古屋五郎君) 白洲町の古屋五郎でございます。このたび参議院の地方行政委員会におきまして、明年度の地方税法の改正について、全国の町村を代表して意見を述べる機会を与えられたことはたいへん光榮に存じます。

今般の地方税制改正の一番大きい問題は、住民税の負担調整と、それからこれに伴う減税補てんの措置であつたと考えます。昨年来の予算折衝以来、法案の国会の提出に至るまで政府内部の意見がまとまりませんで、私どもも成り行きをたいへん憂慮した次第でございます。幸いにいたしまして、関係国会議員諸先生の御尽力を賜りまして、当初原案のとおり減取額全額について起債が認められ、政府予算並びに交付税によつて全額元利補給がなされることとなつたのは感謝にたえません。これによりまして、全国のただし書き方式採用市町村としても、さしあたりは歳入欠陥を生ずることなく減税ができる次第であり、喜ばしいことだと思ひます。

しかし、これに関連いたしまして御配慮願ひたい問題があります。第一は、今回の措置は、国が全体的視野から税負担の地域的バランスをはかる趣旨のものでございしますし、関係市町村としても大きな手術をすることになりまふので、当面の輸血的措置として配慮されたものと考えます。したがつて、補てんも一時的な措置でございまして、五カ年を経過いたしますと、関係市町村としては自力で別途に財源調達をしなければならぬのであります。したがつて、この間、行政水準を落とさないためには、漸減してまいり

ます税収の肩がわりをいたしまして、交付税の配分で措置していくという配慮が重要であらうかと考えられます。

第二に、この措置は、あくまでも財源補てんでございまして、積極的な財源増進ではないということでありまふ。住民負担の軽減は大きい福音でございしますけれども、このことで町村財政が安定し強化されたということではありません。住民の行政需要の累積に對して、財政が追いつけないという現実、何ら改善されないものであります。今回の補てん措置に對して、従来から本文方式であつた町村は損をし

たという声もないではございせんけれども、財政の強化という基本問題につきましまして、本文方式であらうと、ただし書き採用町村でありまふと、共通の命題をいたしまして、今後、十分の御配慮をわづらわしたいと考える次第でございします。私どもは、財源の積極的付与がなされまして、初めて町村財政の確立が期せられるものと信ずるものであります。この点、交付税制度を含む地方税財政制度のあり方について、さらに積極的な改善を御要望申し上げる次第でございします。

第二に、固定資産税について新評価の実施と、それからこれに伴う税負担の調整がなされております。全国に所在いたします固定資産について、全国的バランスをとつた新評価を行なうことは大きい意義をなすものでありまして、取引や担保価値の格づけがされるというプラスもありまふ。しかし、新評価額をそのまま税負担に移すことは、理論的にも、また実際のにも問題がありまふので、今回の政府案のように経過的な措置がとられたことは当然

であり、内容についてもけっこうなものでございしております。ただ、三年後には負担のあり方について根本的に考へねばならぬこととなつていようでありますけれども、その際、大衆資産が増徴で、企業資産が軽減というようなことにならないように御配慮願ひたいのであります。特に農地につきましましては、目下新農政の展開との関係もありまふし、農家の負担増とならないよう措置すべきものと考えます。要は、新評価が直ちに税負担とならないように配慮すべきものと考える次第でございします。

第三は、電気ガス税の料率引き下げと、たばこ消費税引き上げによる補てんでございします。私どもは、電気ガス税の性質並びに市町村税収に占める重要性にかんがみまして、元来反對でありました。今回、諸般の政治的事由から軽減が行なわれることは、まことにやむを得ないところと存じますけれども、このように、連年の料率の引き下げが行なわれて、いわゆる問題の税目となつてきておりますので、今後なお減税が行なわれる場合は、今回のように、たばこ消費税等による全額補てんを前提とすることをルールとしてぜひ明確にすることをお願いしたいのであります。ただ町村にいたしましては、この税に對する考え方は、前参考人と全く同一でございまして、この税の伸長性、普遍性などからいたしまして適当な税源であり、性格としても所得に比例した消費税として、所得の補充的性格を持つ意味のある税目と考へております。大衆負担ということにつきましても、現在の免税点制度で十分措置されてい存じます。

最後に、町村にいたしましては、近年道路財源の増強を強く要望いたしております。国の道路計画におきましても、地方道の整備が取り上げられておりますし、町村道整備に對する住民の要望も強いのであります。市町村に對する地方道路譲与税の配分は、私ども町村関係者共通の要望なのでありますけれども、今回のガソリンに對する地方道路税の一〇%引き上げの際もなお実現を見なかつたことはまことに遺憾でございします。近い将来にぜひ何分の御検討をお願いいたしたいと存じます。

以上で陳述を終わります。

○委員長(竹中恒夫君) ありがとうございます。参考人の方々の御意見陳述はこれにて一応全部終了いたしました。参考人の方々に御質疑の方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

○千葉千代世君 一橋大の木村先生にお尋ねいたしますけれども、先ほど電気、ガスの税金について触れたんですが、すけれども、産業用のものは免除して家庭用のものをとふやしたほうがよいという御意見だったんですけれども、そうすると、家庭のいまの負担よりもどのくらい大体ふやしたらいいとおっしゃるのであるまいしょうか。というの、家庭の主婦たちが集まりまして、物価が高くなつて困るからという懇談会をしましたときに、公共料金の値上げについては反対すると、電気、ガスの税金もだんだんふやされては困るという意見がかなり多かつたわけでございます。ですから、この負担がどのくらいになつたならば大体産業用のほうを免除してもいいとかいふよ

うな目安がありでございまして、教
えていただきましたと思ひますが……
○参考人(木村元一君) お答えいたし
ます。

詳しく数字に当たって言っているん
じゃございせんのです。ただ、先ほ
どもちょっと話がありましたように、
産業用の電力とそうでないものとを区
別を現にやっておるのでもございま
すが、五割以上の電力を使っているよ
うなところは免税を現にもう大部分受
けている。ところが、五割なら免税にな
るが四・九割使っているところは免
税にならないところから、しきりに
今度の場合でも輸出関係のものにつ
いてはもとと下げるとかいう議論が出
ている。世界各國見ましても、電気ガ
ス税というのは悪税のように言われて
いるのでもございせんけれども、ことに
製品をつくっておるところが費用とし
て電力を使う、それに対して課税する
というのはいかどか。しかし、他方家庭
用の電力というものは最近の電化ブー
ムということに因連があるのでもござ
いせんが、前には定額灯ちよつとつけ
ておりましたが、電気ガス税というもの
はかかつておつたので、私どもの税制
調査会が、いつでしたか、五、六
年前に免税点というものを設けて、定
額灯で月二、三百円くらいしか払って
いないようなところまでかけるのはど
うかというところで、これは免税にして
しまった。したがって、残るところと
いうことになりましたと、まあまあ最低
水準の生活をしている人よりも上のと
ころではなかるかと、そこで最近さ
らにいま電熱器を使うとか、まあテレ
ビ、ラジオというようなことで電気の
消費量も上がってくるけれども、所得

の低い人は、やはり電気、ガスより
も、またはかの練炭を使うとかなんと
かいうような形であるし、また、金持
ちの人は各部屋ごとにいろいろな電熱
設備その他使っているというように
ところで、まあまあ所得にかなり比例し
たような消費内容じゃなかるか。そ
ういう意味でこれは悪税だとは言えな
いので、けれども、それじゃ現在の七
割のいいの、あるいは八割といま
まのように八割ないしは九割にしたほ
うがいいのかという点になりますと、
私どもちよつと具体的な数字を持って申
し上げておるわけじゃございせん。

ただ、これまた私のほんとうの私見
でございせんが、公共料金というもの
を政府があまりに押え過ぎているため
に、かえって設備が整わないでいろ
ろな問題が起こつてくるというものが
一方にありまして、私、まあ政府が
押えられるものだけ押えて、押えられ
ないものを野放しにしておつて物
価等が騰貴していくという形は、実
経済の原則としてはおかしいのじゃな
いか。鉄道料金など、まあいろいろ議
論があるようでもございせんが、定期
券を九割引きにしているために、もう
んな遠くからでも平気で通つてきて電
車を走らしている事情も実は起こる
と、そういうことを考へるというのと、
公共料金で押えられるものだからとい
うので、あまり押えて、そのために今
度は政府のほうとしては電力を増強す
るためには低利資金を特別にめんど
うに見てやらなければならぬ。低利資金
めんどう見るというところは実は補助金
を出しているのと同じことなんでござ
いせんが、それほど片方だけめんど
うに公共料金で押えて設備がうまくい

ぬいかぬと言っている状況はどうか
と、これはちよつと議論になりまして
恐縮でございせんが、まあ公定料金が
非常に安く押えられているからという
わけじゃございせんけれども、電力
の消費量というものは光線のほうの開
係のほうは大體免税規模のものの中
に入っていると考えますと、少し存続
ないしは七割を八割に昇して、地方の財
源に狂いのこない程度にしておいて、
市町村の仕事のほうで住民に便益を
えてあげるといふほうがかえつてい
いんじゃないかと、こんなふうに考へて
おります。

○千葉千代世君 続いて伺ひますが、
そうすると、産業用のこの電気の免税
というものは、産業用でもいろいろあり
ますわね、たとえば特定産業ですや消
費過程にかならないものをつくつて
いるところ、それからある程度消費
過程に、一般に購入している対象とさ
れるものでありますれば、いまのよう
なお話もちよつと私わかるような気が
いたしますが、かりにそうでなくて、
全然ほかに使ひもので、一般消費生活
になじみのないものをつくつた、そう
いうときでもやはり免税で、その免税
した負担が家庭にかかるようであつて
はならないと私は思ふのですが、その
点の御意見をちよつと伺ひたいと思
ひます。

用を免税にするあるいはそういう浪費
的な電力を免税にしてそれを家庭にか
ぶせろという意味でなしに、電気ガス
税を一概に悪税だといふので廃止方
向に持つていくという意向がいまのと
ころ非常に強いのですけれども、必ず
しもそうじゃないのだ。ある程度所得
に比例してある面もあるし、免税点も
設けてあるから、ほかの税金でもい
いものがあれば別でつけられども、い
まの事情では、それほど目のかたき
して、将来五割まで下げていくのだとい
うふうなことをおっしゃつておられる
向きもありませんけれども、まあまあそ
れほど悪税視する必要はないのじゃな
いか。ただ、いま御指摘のありました
ような矛盾その他があることを私もよ
く承知しておりますので、事業用とそ
れから家庭用との区別をどこでつける
か、商店や何かの場合たいへんむずか
しいのでございせんが、それらにつ
いて何らかの規制措置ということが必要
だということも私も承知しております
す。ただ、具体的にいまどういうふう
にしたらいいかということになりま
す、皆さんの御意見も伺つたり何かし
ないといふからならぬ。

○千葉千代世君 実は設備投資に相当
政府のお金がいまきましよう。財政投
資の中の一兆二千億もいく。そういう
もの設備投資のほうに金が入つてい
く。一方ではそういう恩恵を受けなが
ら産業をやっている。そして、今度は
電気ガス税の相当免税点も考慮してい
る。そして、この電気ガスが採算が合
わなくなつた場合にどこへそれを求め
るかといふと、政府でもなければ、一
つの企業体ですから、どうしたつて維
持していくためにはどうかにかい
く。いやないか。そうすると、数多くの零
細なものがかぶつていく。こう
なつてくると非常に私危険じゃないか
といふことを、個々にいへば非常に少
ない数字のようでもつけられども、これ
数えてみると、かなり膨大なように
伺つてゐる。特に、占領軍の方々の電
気ガス税についての免除もあるし、そ
ういふ面をそれとまあ相当一般の家庭が
負担した面もあるように数字的に伺
つたこともございせんので、やはりこの
点は、産業用を免除してそれを家庭が
持つてあげたらいいかないかといふ
ようなあれじゃなくて、その背後をも
う少し検討しあつた中の総合的な問題
と地方税というものの因連をお話し
いただけたらありがたいのですが、一
言何かあつたらおっしゃつていただ
きたい。

○参考人(木村元一君) 確かに御指
摘のとおりで、税金というものは一つ
だけを取り上げて言うわけにもいかぬ
し、しかし、一つ一つの税金について
もやはりジャスティフィケーションと
いいますか、合理性を考へなければな
らぬ。両面ございせん。大きな目で申
しますと、日本の税金というものは
もつと直接税でいくべきだ。つまり間
接税でいきますと、砂糖などというも
のは、日本は世界でも一番高い砂糖を
なめさせておる。だれが負担している
かという国民大衆だ。国民大衆の中
でもそれじゃだれかといわれるとわか
らぬ形でいくのであります。そうい
う税金よりは少々納めるとき苦しくて
も直接税のほうがかた家庭の事情その
他を考へておるからよろしいのじゃな
いか、こんなふうに思つております。

ただ、そのいろいろな利益を受けておる人がまあガスや電気を使っておつて、しかも事業用だからといってそれが免税になる。免税になった分が家庭にすぐにかぶさってくるというふうな形になると、これはその両者の間の不均衡ということになると思います。ただ業者というものは、また他方から申しますと、いろいろなまあほかの税金も納めておると、それで、かりにこの電気ガス税が免税になって利益が上がってくれば、今度は府県の場合では事業税の増収という形にもなりましようし、国税の場合には所得税の増収という形にもなりましようし、なかなかこちら側のものを押えたその分をこっちにかぶつたんだというふうな、まあわれわれが言うのですが実はなかなかどこからどこに移つたのかむずかしいところもございいます。

そんなことで、まあ電気ガス税の合理性を考へる場合には、その税金自体の合理性を考へると同時に、ほかの税金との関係でまあ考へるという二通り意味がありまして、私自身は先ほど申しましたように、どちらから考へても現状においてはまあまあそうむずかしい税金だといふほどのことはないのでございいます。

御質問によくお答えできたかどうかわからないのですけれども。

○松本賢一君 木村先生にちよつとお尋ねしてみたいのですが、固定資産税にまあ関連した、今度の税改正と直接関係のない問題かもしれませんが、いま地価がうんと上がったために、まあ特に大都會の付近では家を持つことが非常に困難になつたわけではすけれども、それを何とか緩和しなきゃならぬということでは、これはだれしも考へておることですが、さてそれをすね、税の面からどういうふうによつてそれを促進する方法があるかということになりまして、なかなかまあいい知恵がないわけなんですね。そこでこれ何かしきやならぬ問題で、ほかにもいろいろほかの方面からの解決策もありましようけれども、税の面からの何らかの解決策を、先生もし御意見がございましたらひとつ個人的な御意見でけっこうです。

○参考人(木村元一君) 率直に申しまして、税の方面からやうていく道は、私は全然ないと言つてもいいと思ひます。二年ほど前でございますが、この休閑地税という考へ方を提出された学者、松下先生おられますけれども、税がだれの負担になるかということとは、土地なら土地、あるいはそのほかのものでよろしうございいますが、それに対する需要と供給との関係でまづてくるのでございいます。したがつて、需要が非常に強いときには、休閑地税をかけますと、その休閑地税はおそらく買主のほうに転嫁されていくのじゃないか。それよりも根本でありますのは、やはり供給をふやすということと、おそろしくいま土地の供給を妨げております一番大きなものは、農地法ですか、農地の住宅地転用について一年も二年もかかるという状況が一つある。それで、まあもう少し日本が資本力に富んでくるようになりますれば、おそろしく生活環境あるいは生活意識というものが変わつてまいりまして、一々庭とそれから小さな平屋を建てるといふ意味の住宅欲求というものはだんだんなくなつてくるといひますか、ないかなければいけない。そうしますと、坪何十万円という土地にもつていつて平屋を建てるといふことは、先ほどちよつと申しました、資源の浪費といふこともちよつと悪い方では悪いのですけれども、まあそういうところであれば、どうしたつて五階建、六階建の家を建てて、アパート的な感覚になれてくるという状況が一方また必要であるし、だんだん出てくるのじゃないか。で、東京をもつとりつばな町にするには、私はもつと土地が高くなつたほうがいいんじゃないかと、逆の言ひ方でございますけれども、少し突つばなした言ひ方では、そんなことまで考へております。それを安くするためには、近隣の農地がどんどん転用できるようにするといふような、供給の増加といふことを一方に考へないで、ただ税金でそれをやるということとは、なかなか困難ではないか、こんなふうに私個人は考へております。

○松本賢一君 そうおっしゃられてみると、どうも私なさそうな気もするのですけれどもまたちよつと全般的な解決にはならないと思ひます。すけれども、農地の問題を一応別にして、宅地だけの問題として考へてみますと、投機的にやつてゐるものは、これは税金が上げれば買手のほうにおつかふせていくといふことになるでしようけれども、そうでなく、投機的でもなし、ただ漫然と広い住宅を持ち、漫然と休閑を持っておるというふうな地主もたくさんあると思ひます。こういう人たちは、現在食べるのには困つてないし、そうかといつて土地を売つて金をもうけてみたところではうやうやないし、いろいろなことで、漫然と持つてゐる人がある。面積にしたら相当の面積だと思ひます。東京付近にも。そういう人たちが、一定の面積までは税金が安くて、それ以上になると非常に高い税金をかけられるというふうなことになるのですね、一日も早く売つてしまわないとともかなわないうといふような気持ちになつて、土地を手離す傾向が出てくるんじゃないか。そうすれば土地の値段もしたがつて下がってくるんじゃないか、こんなふうな効果が多あるんじゃないかといふ気がするんですが、そういう点いかがです。

○参考人(木村元一君) 課税技術上どうも問題が一つございいます。そういう方式でちゃんと区別ができてまして、どこからどこまでは休閑地である、休閑地といふ証明がすぐ取れて、区別ができるという前提が一つないといひない。それがひとつむずかしいという問題があります。

それからもう一つ、持つてゐる土地を手離さざるを得ないという状況に持つていくといふことの、一つの私は手段としては、警察がありますが、合理的な手段としては、固定資産税の引き上げじゃないか、私は吉祥寺に住んでおりますが、聞くところによりますと、あのあたりでも十万円程度の値段になつておるけれども、固定資産の台帳のほうでは千円か二千円しかついていないといふような状況、それからもう一つは、漫然と持つてゐるということの意味のもう一つは、もう明らかで、その土地はいま農地になつておるけれども、もうあと三年か四年もた

てば、必ずや何といひますか、住宅地になるに違ひないようなところを持つてゐる、そういうところもございいます。すね。しかしまた、課税技術上宅地に認定してというふうな話になると摩擦が大きくなつてむずかしいのじゃないか、まあできれば、少くとも正當に土地を評価して、それに対し、正當に課税をするといふ状況になれば、いま持つておつて値上がり考へるのと、毎年々々相当高い固定資産税を払つていくのとでは、どっちが得かという計算が出てくると思ひます。

もう一つ、日本の土地問題を考へる場合、アメリカなどと全く遠う点は、ほかの点では、先祖の御意向などは無視しておる方々でも、土地を手離すといふ問題になつてまいりますと、これは先祖代々のものだ非常に親孝行になる、そのときだけ、これはまあ日本のように、長い間開けてゐますか、農業を営んでおつた國柄の土地所有者の気持としては当然の心理でございまして、経済的に考へれば、それだけ高くなつた土地を売つて、よそへ行つてまた適当に暮らすといふふうな心理状態のほうにむしる経済的には合理的なんではございませぬ。ですからそういう状況がこれから、まあことはだんだん出てくるだらうと思ひますけれども、どうも税金で適切に休閑地を手離して土地の供給をふやせるという方式をとるとは、ほかの摩擦と考へ合わせますと、なかなかうまくいかぬのじゃないかといふ感じを持つておるのでございませぬ。

○松本賢一君 そうしますと、まあ結局、私も先ほどこつぱが足りなかつたのかもしれないが、要するに、私も

固定資産税を引き上げて、そしてそのかわり一世帯当たり幾らまでという必要な面積だけは特別に安くするという方法をとってやっていけば、全体を高くされてしまうと自分も逃げ出さなければならぬようなことになりますから、そうじゃなくて、自分だけは安泰に住めると、しかしそのほかのところを、ただ、将来まだ上がるのだから漫然と持っていようといったような気持ちでなく、早く処分しなければ税金に追われるというようなことは、やはり考えてもいいのじゃないかという意味で申し上げたのでございます。

それじゃ続けて市長さんと町長さん方にお伺いしたいと思うのですが、いまのそれぞれ地方自治体でこれをな

さつておられる方々ですから、地方の財政というものを中心にして議論が進められていつておったように思うのでございますがね。その中で、ちょっとお二人の意見がわりに違っていたところがあったように思うのですが、それは固定資産税のところ、足利の市長さんは、土地評価は二割くらい引き上げじゃかえつて不公平だと、だから新評価になるべく近づけるように、激変を緩和するような段階的な方法をとるのはいいけれども、新評価をなるべく近い将来にとるようになしてもいいというような御意向のように伺ったのです。それでございましたか。

○松本賢一君　段階的にまあ十倍に、今度十倍に評価されたのは、十倍の税金に段階的に何年かの後には取るようにしようという、そういう意味じゃなかったのですか。

○参考人(木村浅七君)　　そういう意
じやございません。

○松本賢一君 ああ、それなら私の聞き間違いでございました。

それからこれはあなたの市の特別な事情だろうと思うのですが、いまの織物の電気税ですね、これはあれですか、どのくらいの高きがあるのでございましょうか、実情をちよつとお知らせいただいたいと思うのですが。

○参考人(木村浅七君) 実はこれの事態をつかもうと思ひまして、税務當局に調査をさせておりますが、なかなかむずかしい問題でございます。ことに私のほうの足利市も昔から織物の産地として古い歴史を持つております。したがって、織物関係の業者の教という

○松本賢一君　それで、たばこ消費税
 なんていうようなものではとてもカ
 バーができないというようなことも先
 ほどお話があつたようでごさいます
 ね。古屋町長さんのほうはたばこ消費

税でカバーするという一つの原則を打ち立ててもらいたいというような案が

あつたのですが、あなたのほうの町で電気税のマイナスよりもたばこ消費税のプラスのほうがむしろ大きいくらいになるような事情があるわけですか。

○参考人(古屋五郎君) 大体同じような向きですが、たばこ消費税で一・一二に伸びまして電気ガス税で〇・七

八、これを差し引きいたしますと一・〇五、まあ〇五だけの伸びがあるというような状況でございます。

○鈴木壽君　市長さんと町長さんに最初にお尋ねをいたしますが、おたくの

ほうでは現在住民税の課税方式を本文
 でおやりになっているのか、あるいは
 ただし書きでおやりになっているの
 か。それからもう一つは、かりに本
 文であれ、ただし書きであれ準拠税率

と、実際におやりになっている市あるいは町でひとりになっている税率ですね、これはどういうふうにやっていらっしゃるのですかということをお知らせいたしたい。

○参考人(木村茂七君) ただいまのお話ですが、私のほうでは、現在ただし書きの方式で、準拠税率よりも少し高い超過方式と申しますか、をとっております。今年は、法の改正の趣旨に準

じまして、新しい方式に移行しているつもりでございますが、税率は現行税率で今年だけは生かしているように考えております。

○参考人(古屋五郎君) 私のところ

100

八%が落ちることになっております。
○鈴木壽君 額は……。
○参考人(古屋五郎君) 額で経過措置の場合が百四十万円、それから次の完全本文方式になった場合に四百六万円

でございます。

○鈴木壽君 市長さんも町長さんも電気ガス税についていろいろ御意見が述べられたわけでありますが、一方、木村元一さんのほうもこの問題について質問いたしました。いろいろ御意見が出ましたが、率直に言って、私自身もこの電気ガス税というものの性格をどう把握し、どういう姿で置くべきかというように感じています。どうも私自身非常に不安なものの一つでございます。で、確かに、先生のおっしゃったように、これについて一つの所得課税的な性格も、いまの時点では持つてきておもうのです。さらにまた、産業用の電気に対する課税あるいは非課税の問題これもまたいろいろ議論のあるところだと思ふわけなんです。が、まあ先生のおっしゃるには、産業用の、いわばコストにかかるような税というものはやめて、一般の家庭の、いわゆる消費したものに對しての税として残して、場合によっては、その率なり程度なりはどの程度になるかはともかくとして、場合によっては、もっと引き上げた形で電気ガス税として存置すべきでないか、こういう御意見であつたようにお聞きしました。ですが、まあ確かに私もそういう御意見もあると思ひます。と同時に、しかし、将来の根本的な、いわゆる税のあり方というもののついてのそれと、それから現実的にいまこういう形で電気ガス税が置かれ、そしていろいろな形に課税されておる。こういう時点に立つてみると、また、特に企業に對する課税のあり方というものは、私問題があると思ふですね。先生もさつきちよつとおっしゃったと思ひます。

が、たとえば、コストの五割以上を占めるものについては無税にするという取り扱いをするんだが、非課税とするんだが、しかし、四・九九％の場合、一体どうするのか、こういう御意見もあつたようでありますが、まあそういうところにも、現在どうも割り切れないものがある。特に原料といひますか、コストにかかる税金というように意味で、非課税措置をとつておられる。でも、それが一体生産費あるいは販売価格、一般のわれわれ消費者、これらの関係からいって、はたして一体そういうものがどう生かされておるのか、こういう問題も、私は、もし非課税にする、あるいは減税するといった場合には、私検討されなされる問題だと思ふわけですね。で、まあそういうふうな非常にむずかしい問題があるんですが、いまこういう形で、お互いさうきりやうな形で、全部の方々が納得できるような姿で、税でないという、こういう時点で、まあいろいろ問題がいま言つたようにあるわけですが、特に私は企業課税というものは、やっぱりこの際税調あたりでもっとも御検討いたされたらと思ふのであります。くだいようなことになりませんが、性格をはつきりするということから、あるいは課税すべきじゃないという結論が出るかもしれない。まあそれはそれでいいと思ふのですが、いづれにしても、この企業課税の、たしか非課税の対象になつておるいろいろな産業の実態、どうも私は納得のいかないものがあると思ふのです。年々非課税品目が追加されて、当初はきわめてわずかな、製鉄とか、ああいうほんとうの意味での基幹産業といひますか、しか

も、国民生活に重要な関係を持つというふうなことで、わずかな品目で非課税範囲というものは押えられておつたのですが、だんだんふくれて、現在まで百二十、それに今度もまたというふうになりますから、百三十種類くらいになつてくると思ふのです。これは私はこのままの姿ではいけない、でもっと検討されてしかるべきじゃないだろうか、こう思ふのですが、そういうことにつきまして税調なりで議論の過程の中でどのような御意見があつたのか、あるいはどういふ方向であるのか、もしありましたらひとつ、また先生のお考えもこの機会に、さつきお話をございましたものの、もう一度聞いておきたいと思ひます。

○参考人(木村元一君) 税調での考え方は三通りございます。一つは、そもそも電気ガスといったような、いわば生活必需品のなかに課税するというのはおもしろくないのだから、将来は廃止の方向で考えなくちゃいけない、いゝわんや、そういうことを考えた場合には、いまの税率をそのままに置いて、電気ガスの消費量というものは、だんだんふえていくので、動かそうにも動かせないほど大きな税収を市町村に与えてしまふことになるから、できなれば全廃の方向で、それも、一べんにいかな、少しづつ、一割ずつくらいでも下げていって、将来電気ガス税というものは廃止してしまつたほうがいいという考え方がおられます。

それから、そこまで極端ではないけれども、まあいまの税率は少し高過ぎるから、五割くらいに下げて、もう少し課税対象を広げていってもいいのではないか、つまり、広げるのはございませぬけれども、いろいろな例外措置で、いまのお話のように、抜けているものをもとに戻していくという考え方。

それから、私先ほど申しましたような考え方、あまり大げさに一生懸命議論したわけではございませぬけれども、支出税という形で、電気ガス税というものを残していくのはどうだろうか、私はその立場を、先ほどちよつと申し上げましたのでございしますが、たまたま足利市の実情等から考えて、また、先ほどこちらの委員の方から御質疑がありまして、同じ事業用といひても、消費生活に非常に近い分野のもの、それからまた、同じ事業用といひても、自宅と作業場が一緒になつているところでどういふ区別をするか、いろいろ課税技術上の問題もあるうかと思ふのです。

そんなわけで、四年ほど前ですが、免税点を設けたときにはだいた議論がございまして、そのときの議論では、一方では、あなた方都会にいて、電気ガスをふんだんに使つておる人は考へてもみておらぬだらうけれども、いなかを回つてみてごらんさい、電氣もないようなところは、そういうところでは自家発電をやるといふので、非常に苦勞して高い電灯をつけておるようなところもあるんだと、これは一種の文明の利器であつて、これを利用できるということ自体はたいへんなありがたきことでもあるし、一割やそこらの税金をかけた、月二千円使ひ人が、二百円よけい払つたからといって、その問題にすることはないじゃないですかという御意見もあつて、それ

と、市町村にとつて非常に重要な財源であるということから、免税点を設けるべきか、あるいは基礎控除方式で、どんな人にも三百円だけは基礎控除にしてやるべきか、ずいぶんいろいろ議論がそのときにはありましたが、一応免税点がございましてからは、税調のほうで特に議論をしておりましたのでございませぬ。けれども、いまのお話は、実は固定資産税についても同じことが言えるのでございませぬ。つまり、同じ固定資産であつても、家庭用資産と、事業用資産とはどうであるかと、酒、たばこのようにもうほんとうに末端で消費されるような形になつておるものについてはあまり問題がございませぬけれども、自動車税をかけるにいたしましても、自家用の自動車と使つておる自動車と、それからほんとうのオーナー・ドライバーの場合の自動車と、経済的に見れば、一方はコストに入つてくるし、一方は家庭の所得の消費である、そういう違いがございませぬ。さらにまあ大きな問題としましては、法人税であるとか、あるいは事業所得税であるとか、さらには府県でかけておられます事業税、そういうものを合めて、一体企業課税というものはどうあるべきか。これはいろいろ考へ方がございまして、ヨーロッパあたりでは、しきりにいま企業課税を間接税方式にもつていくような、取引高税とか仕入れ税とかそういう形でとつていく、その場合には消費税であるのか、企業課税であるのかわからぬような流通税方式で取つていくというふうな考へ方もありますし、日本でも同三年前から売り上げ税という形で、これはやは

り消費者に転嫁することを頭に置いた上で企業から取るわけでございますが、そういうことを考えて、直接税をもう少し減らしたほうがいいんじゃないかといった議論もございました。議論のおそらく焦点になりますのは、法人というものをどういうふうに考えるかといったこととも関係がございますし、さらに進んでは、いまお話のように、企業というものを課税の対象として見る場合に、どのような扱いをしたらいいか、いろいろ議論もあるし問題もありまして、おそらく来年の七月の最終答申までには何らかの形ですつきりした、できるかどうか知りませんが、すつきりしたのもでもっていくように努力しなければならぬ。ことに府県の段階では、いまの事業税が、ちょうど国の事業所得税の付加税みたいになっている、さらにそこへもってきて住民税がかかるということで、事業所得者の場合には一つの課税対象に三重にかかってくる、そんなことでいいのかどうか、つまり府県の事業税を付加価値税方式にもっていったらどうかといったような議論もございますので、いまお話しした点も含めまして根本的に検討させていただきたいと、こういうつもりであります。

○鈴木壽君　まあ税調等におきましてもしばしばこの問題についての御検討はあったようであります、しかし、先般の十二月に出されました税調の答申の中には、意見はいろいろこういう意見もあつたというようなことで結論を出し得なかつたというようなことが書いてあるわけなんです。それだけでもう何か性格のはつきりしない税だというにもなると思うし、また、

すつきりしようとしてもなかなかこれ
はたいへんな問題を含んでいる税だと思
うのであります。しかし、このままの形
で何かわからぬようなかつこうでこ
の税を置くというようなことはやつぱ
り私はいけなと思うので、いま申し上
げたようなことをひとつお願いやら御
要望を申し上げるわけなんです。従来
自治省はこの税というものを消費税
として純化してまいりたいということ
をし、しばしば私どもに言っておつた
私はそれならそれでもいいと思うので
す。いいというのはそれを直ちにその
とおりだという意味でなしに、一つの
方向として何らかのやっぱり性格づけ
というものをもう少しはっきりしないと、
この問題の扱いというのは、とりあ
えずさしあたって今年は一％引き下
げておこう、あるいはこれらの事業に
対する課税を減免しようとか、あるい
は非課税にしようというような、何
か、その何といひますか、そのときど
きのたとえ輸出振興が大事だとい
うとそれではひとつこれをやろうじや
ないかというような、はっきりした方
向というものを持たない手直し程度で
やっているということは、私しばしば
申し上げますように許されないんじや
ないかと思ひますので、いま申し上げ
たようなことを御要望申し上げたわけ
なのであります。

それから先生先ほど固定資産税についてお述べになりました、個人的な御意見として、もっとじょうずに上げて、市町村の大事な一つの大きな税であるから、財源の充実の一つのそれとして考えたらいんじゃないかというふうにも思われるというようなお話がございました。確かにこの税というの

は、現在の市町村における税の一番大きな柱と申し上げてもいいと思います。ところによつてはそうでないところもございますけれども。しかし、そのことと、固定資産税をもつとふやして取つてもいいということとは、あまりすぐくつつけて考えても私困る問題ではないだろうかと思うんですがね。私こういう場合だったら、いわゆる固定資産税というものを考える場合に、たとえば都市計画税として、都市計画のためにやつていく場合の負担の際に、固定資産の評価、こういうものを使いますから、そういう場合だったら私はもつともつと負担をしてもらつてもいいんじゃないか、一般的に固定資産税として土地あるいは家屋でも、その他全般の問題としてこれを負担をふやすという方向はこれとるべきではないんじゃないかと、こう私は思うのですが、この点いかがでございましょうか。

○参考人(木村元一君) たいへんむずかしい御質問でございますが、いまのお考えは、一つには一種の利益説といえますか、利益主義の立場が背後にあるんじゃないかと思うのでございますが、たとえば揮発油税を増税するというときには、道路をよくするのだから揮発油税を上げるのだ、都市計画をやるればその土地の地価もまた上がるだろうし、便利にもなるだろうというので上げるのだ、しかし、まあ税金の性質ということから考えますと、私はたとえば道路というものを揮発油でやらなければならぬというのではなくて、揮発油の増税というものは、たばこの税金と比べて揮発油のほうが重いか重くないかということで考える、たとえた

ばこの消費税であろうと何でであろうと、所得税であろうと、道路が必要ならば道路に出すべきである、それが近代的な租税というものゝの性格じゃないか、いまのお話で参りますと、一種の受益者分担金式の形になるので、問題は固定資産というものがほんとうに担税能力をあらわす物件として適当なものであるのかどうか、もし適当であれば、それはそこから上がってきたものが都市計画のためであろうとなかろうと取っていく、そういうふうに私自身は考えておるのでございます。もちろん全国津々浦々事情が非常に違うのでございますが、早い話が私も吉祥寺に幾らかの土地を持っておる。シャウブ改革が行なわれましたときの固定資産税の納税通知を見まして私はほんとうにびびりうろたえてんすくらうに

のほうで三年ごとくらいに全国平均で
一割程度、七％程度の値上げの指示価
格をやつてきた、したがつて、まあ口
幅つたい言い方でございまして、現在
は固定資産税は私ちつとも驚いていな
い。しかし、私のように所得が上がつ
た人というか、たいして上がつており
ませんけれども、上がつた者と上がら
ぬ者との間の違いということがありま
すから、どうしても固定資産税という
ものは平均の担税能力といひますもの
しかつかめな、そういう性質のもの
で、あまり高くすれば、それよりも担
税力のない人にとっては非常に過酷な
税金になります。また、それ以上に余
力のある人にとっては、これは楽な税
金になります。これはしかたのない性
格のものです。したがつて、固定資産
税がいい税金であるかないかというこ

とは、税率をどうするかということとも関係あるのでございますけれども、私の感じでは、昭和三十年以降今日まで十年間の間に伸びた経済的な実力というものの、それが主として建物と償却資産のほうで吸収されておりまして、土地のほうもほんとうは相当の担税能力をあらわす形で存在しているんじゃないかと思われるのに、どうも指示価格の上げ方がまだ十分じゃなかったんじゃないか、そんな感じを持っているものでございますから、金額でどれだけということは申しませんけれども、もう少し固定資産税、ことに土地関係のものを上げて税金をおあげになることは、ほかとのつり合いから考えてそう無理じゃなからうじゃないか、こんなようにいまは感じているのでござい
ます。

○鈴木壽君 時間もないのでもう二点。一つは、先生一番最初にお述べになりました住民税の、今回の税調で出した結論なり、あるいは政府の改正に関連をしまして、いわゆる最低生活費と申しますか、所得税の場合においては、それに税金が食い込むようなことのないようにという配慮をされているにもかかわらず、住民税の場合も、そういうことがあまり問題にされておらないのはおかしいじゃないかという意味のことをおっしゃったと私聞きましたんですが、とすれば、実は私も同感なんです。かりに四十八万円なら四十八万円といたしますと、所得税はかからないけれども、いわゆるその地方の住民の立場で、道府県民税は取られるし、それから市町村民税がかかってくる、しかもその額というものはあまり小さくない額としていま課税

されている。もし税というものが、これはもういろいろな、これについて、税そのものの性格はどうのこうのというようにならなすとも論議がありすけれども、しかし、所得に対する一つの課税、いわゆる所得課税として見た場合に、それだけではなお割り切れない性格を持つていて、思いまされども、少なくともそれが重点として私は考えられなければならない問題だと思ひますが、その場合に、いま申しましたように、生活費の中にやはり果税あるいは町村税として二重に入つていくというようになつていくというものは私は避けなければならぬじゃないか。先生は、たとえば基礎控除の額の引き上げ等も例としてお出しになつたようであります。そういう問題も含めて基礎控除の問題、こういうものも取り上げて、今回の税法の改正の中には政府も取り上げておられませんか、それからまた、税調の答申の中にも何ら触れてはおりませんけれども、しかし、早急にこういう問題に対してのやはり方向というものをお出しになつていただくことが大事じゃないだろうか、こう私思ひますし、実は政府の方おられると悪口みたいになります、いまみんな税調まかせなんです、実は、そのくせ、税調から出てきたものをそのままとかというところでもないのです、結論はみなそちらにげたを預けたようなところで、これは悪口のよう政府自身でそういう問題に対して、税調がありすけれども、政府自身として、はつきりした方針なり、態度というものを打ち出すべきである

し、あるいは場合によつては税調の方々に政府はこう思うのだからどうか、こういう諸問のしかたなり、そしてそれから答申なりを求めるといふことも私必要だと思ひますけれども、それはともかくとして、いま言つたような状態ですから、税調等におきまして早急にこういう問題についての方向を、先生さつきお述べになりましたように、また私がいま申し上げましたような方向で出していただきたいものだと思ひますが、それに関連をしまして、何かそういうようなことについて、答申にはあらわれておりませんけれども、お話等がありましたら、先生の個人的なお考えは先ほど聞きましたが、税調等におけるところの論議があつたら、もし述べていただくことがございましたら、それを一つ、これは簡単に聞きますけれども、国税のいろいろな特例措置、特別措置が地方税にはね返つてきて、地方税の減収を来しておるというようないふものがあるのです、地方税というものは、やっぱり国税との間に、そういう関係なしに、一応遮断をすべきだということ、特に住民税の場合は、そういうことで現行のようになつておられますが、それは住民税以外のものではあつても、やっぱり国が政策的に、あるいは政治的な配慮からいろいろな角度が行なうところの税の特別措置といふものを、すぐそのまゝ地方税に波及するといふような、おつかふさつてくるというやうな形は私は好ましい形ではないと、避けるべきものではないかという考へておるのですが、その点について結論的なことでよろしうございますから、住民税のいわゆる負担軽減といふ問題と、二つについてお教えいただきたいと思ひます。

○参考人(木村元一君) 住民税の遮断をいたしましたとき、非常に私個人も、税調の委員方も、念を押しましたことは、遮断はするけれども、住民税もやはり所得税であるのだから、事情に応じては基礎控除の引き上げを、その他をお考えいただきたいと申し上げた覚えがございます。

ただ、実情を申し上げますと、いまお話しのとおりでございます、地方のほうは、財源的に非常に弱いところがある、三千三百なり、三千五百なりの地方団体のうちで、一番考へていかなければならぬのは、非常に困つた団体のほうだといふことが基準になるもので、それから、ここで、たとえば九万円の基礎控除を十万円に上げたといふと、小さな貧弱な市町村では、まあ村でございますが、納税者がほとんどいなくなつてしまふのだといふような議論がございまして、なかなかこれは理屈どおりにはいかないといううらみがございします。

それからもう一つは、私先ほど説明が足りなかつたのですが、最低生活費といふものをいろいろな形で出して、これは四十八万円ぐらゐだといふことを出して、一体それで足りるのか足りないのかといふ議論がまた次に出てまいります、物価の騰貴その他を考へたら、もつと上げなくちゃいかぬのじゃないかといふ議論もある。ところが、地方を回つてみまして、つくづく感じることは、同じ四十八万円でも、都会地の四十八万円と、漁村、農村における四十八万円とは、いわば生活を支える金額として、金額は同じだけれども、力としては非常に違ふといふ点もございします。それである一つの考へ方によれば、たとえば三十五万円以上の人は所得税の課税対象になるのだ、国税は、そのうち四十八万円以上のところを国税の対象にして、地方税の場合は三十五万円以上から含めるのだといふ形では、所得税の体系を考へたいいのではないかといふ意見がございします。私は、もしやるとすればそういう形で考へる。しかし、国税は国税、地方税は地方税を考へるので、はた、やはり与えられた四十八万円という最低生活費といふものを無視するわけにはいかぬと思ひますけれども、何も四十八万円以上とらなければならぬといふわけではなからうではないか。どうもお答えが二通りになつてしまひましたけれども、一方ではあまり国税だけがきれいな姿になつていくとする。そして片方は忘れられていくといふ、そういう風潮は、今後もし直していかなければならぬ。そのためには努力をしていきたい、こういうふうにして思つております。

それから、国税の減税措置その他の改正が地方税にはね返ることを遮断しなければならぬ、これは原則として私そのとおりでございします。それが、御存じのとおり、国と地方との関係といふのは、税の配分だけの問題ではなしに、行方においては、つまり市町村なり府県の収入の約三分の一しか税金で平均して入つてきていなくて、あと残りは補助金であるとか、あるいは交付税であるとか、あるいは戻つておきますので、国が政策としてやるというものが地方に全然遮断させないといふことになつて、納税者のほうは、場合によりまして、国税に關係のある帳簿を、地方に出すときに、また、変えた帳簿なり申請をしなればならぬといふ納税者のほうの便宜にひつかつてくる問題もありまゐる。それから業種によりましては、国で何かやろうと思つておつた場合に、国税の減税といふことを関連して、どうしても地方のほうも少し減税せぬことには実効があらぬといふたような問題もあつて、そこで、原則として、すぐ国で減税措置をしたものが地方にはね返るといふことを原則として認めるということとをございせんけれども、かりに原則として遮断するといふにしても、やはりある程度個々のケースに応じて波及させるものとせざるを得ないものといふものをそれぞれ検討していく必要があるのではないか、御趣旨には原則として賛成でございます。

○鈴木壽君 いろいろ、いまの問題のほかにまだお尋ねしたいこともございしますけれども、あまり時間もないようございしますから終りにしたいと思います。地方税の各税目一つ一つの問題だけでなしに、地方税全般としての、いかなる税目をどのやうな形で、という基本的な問題を現在の時点ではどうしても検討していかなければならぬ時期になつてゐると思ひます。市町村に財源がないとか、財政力が弱いとかいふ、こういう問題、このままにいつては何かやはりびぼう的な一時的なことをやつて、市町村等に何がしかの財源を与えていくとか、あるかできなくなつてくるのです。こういう問題もございします。したがって、

問題というのは、非常に根本的に大きな問題になってきていると思います。そういうものをぜひひとつ税調等におきまして真剣にお取り上げいただき、真剣でないという意味ではございませんが、さらにやっていたらいいと思います。うことを私に考えているのでありますが、私もよくそういうことを口では抽象的には言っても、なかなか一体、どの税をどうするか、国、地方を通じての問題になりますと、なかなかわれわれの手に負えないようなところもございまして、ひとつ先生方から十分の御検討をいただいて、ほんとうの意味での地方の自治がやってくるような税財源のあり方ということのために、ひとつぜひおやりいただきたいというのを申し上げまして、どうもいろいろありがとうございます。

○参考人(木村元一君) ちよつとそれについて申し上げたいのですが、御趣旨はもうかねがね私も考えていることとでございますが、ちよつと実情を、さしきわりのあるかもしれませんが、申し上げたいと思います。税調で地方財源なりの問題を考えますときには、まず、事務配分というものをどうするかという問題が根本にある。ところが、税調で検討いたしますものは、税制調査会であるがゆえに、補助金と交付税には及ばないというしきたりでございます。いましよるか、何かがございます。次に、今度も出ておりますが、臨時行政調査会等で中央地方を通じて全体の事務配分というのを考えるという大きな仕事をしておられますが、さて、税金に關係のあることは、税調がやっているからということで、ちよつと何といひますか、人の畑にあまり足を

突つ込みたくないという気持ちがございます。さらに、補助金合理化審議会というのがせんだってまでありまして、任務がこの三月で終わつたのであります。そこでやつておきますことは、補助金なるがゆえに交付税については足を踏み入れない。税金の問題は税調でやっているとということで、これも踏み入れない。もう一つ、地方行政調査会でしたか、そこでは事務配分をやっているのですが、ほかのほうとの関係もあるということで、つまりこの問題がどこにほんとうの根柢があるかという、私は、日本の国家制度、地方制度、広くいえば日本の国家なり社会なり経済なり全体の問題にひつかかっている問題である。したがって、お説のとおり、根本的にやりたいと思ひますけれども、それをほんとうにやるだけのおそらく行政機構なり調査機構なりも総合的なものがない。それに事務配分なり行政機構をいじくるという話になつてきますと、御承知のとおり、非常に抵抗の強いもので、従来も内閣の命とりになるような抵抗が出てくる。いったいどうな実情がございしますので、勢いわれわれがやることは、現状の交付税制度なり補助金制度なり事務の配分なりは一応前提とした上で、さて、税源はどうだ、議論は絶えずそこまでいくのでございますけれども、さてどうしようという結論はだれにも出せない。これはどこにお願いしてそういう総合的な審議会といひますか、しかも、その審議会が意見を徴するだけだという審議会ではしょうがないので、やはりほんとうは取り組んでやつていくようなものをうしろに控えた、そう

いう審議会といひますか、調査会といひますか、そういうものがどこかではしいとは思つていのでございまして、ちよつと苦しいところでございしますので、この席を借りて申し上げます。○委員長(竹中恒夫君) ほかに参考人の方に対する御質疑はございせんか。――それではこれにて参考人の方に対する質疑は終了したいと存じます。

参考人の方へ一言お礼のごあいさつを申し上げます。本日は、長時間にわたりまして、さうめて貴重な御意見を詳細にお聞かせいただきました。まことにありがとうございます。きわめて有益な御意見を伺ひましたことを、心から厚く御礼を申し上げます。

本日の審査は、この程度にいたしました。と存じます。次回委員会について皆さんに申し上げます。過日、委員会の開会予定といたしまして、地方税関係二案につきましては、三月三十日、月曜質疑、討論、採決と申し上げましたが、都合により、次回は、三月三十一日、火曜日午前十時開会とし、地方税二案について午前中を目途として、質疑、討論、採決いたしますから御承知おき願ひます。では、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十一分散会